

# 評価実施手引書

法科大学院認証評価

機構評価担当者用

平成16年11月  
(平成18年3月改訂)

独立行政法人  
大学評価・学位授与機構



## はじめに

この評価実施手引書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する法科大学院認証評価において、評価担当者が用いる手引書です。

本手引書は、評価担当者が、法科大学院認証評価の意義と方法を十分に把握し、共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものであり、第1章、第2章、第3章、第4章からなります。

「第1章 法科大学院認証評価の対象及び内容等」では、機構が実施する評価の基本的な内容や実施体制等を記載しています。

「第2章 法科大学院認証評価の評価方法（1）－書面調査」、 「第3章 法科大学院認証評価の評価方法（2）－訪問調査」及び「第4章 評価報告書原案の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法等について、それぞれ記載しています。

なお、本手引書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価担当者が用いるものですが、評価の透明性を確保する観点から、ウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載しています。



# 目 次

はじめに	i
<b>第 1 章 法科大学院認証評価の対象及び内容等</b>	<b>1</b>
I 評価の対象	1
II 評価の内容	1
III 実施時期	1
IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割	2
1 法科大学院認証評価委員会	2
2 評価部会	2
3 運営連絡会議	2
4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項	3
5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的	3
V 評価のプロセス	3
1 評価部会における評価のプロセス	3
2 評価のプロセスの全体像	4
<b>第 2 章 法科大学院認証評価の評価方法（1）－書面調査</b>	<b>6</b>
I 書面調査の実施体制及び方法等	6
1 書面調査の実施体制	6
2 書面調査の実施方法	6
II 目的の確認	6
III 章ごとの評価	7
1 書面調査	7
2 第 1 章～第 10 章の自己評価結果の分析	7
IV 書面調査による分析結果等の作成	8
V その他の留意点	8
<b>第 3 章 法科大学院認証評価の評価方法（2）－訪問調査</b>	<b>9</b>
I 訪問調査の目的	9
II 訪問調査の実施体制	9
III 訪問調査の事前準備	9
1 訪問調査の進行，役割分担の決定	9
2 訪問調査参加者の構成等	9

3	訪問調査の実施日等の決定及び通知	9
4	調査内容等の決定及び通知	10
<b>IV</b>	<b>訪問調査の実施方法等</b>	<b>10</b>
1	訪問調査の実施方法	10
2	訪問調査の内容	11
3	訪問調査で配慮すべき事項	12
<b>V</b>	<b>訪問調査ミーティング</b>	<b>12</b>
<b>VI</b>	<b>法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取</b>	<b>12</b>
<b>VII</b>	<b>調査結果の取りまとめ</b>	<b>12</b>
<b>VIII</b>	<b>訪問調査スケジュール</b>	<b>13</b>
<b>第4章</b>	<b>評価報告書原案の作成</b>	<b>14</b>
<b>I</b>	<b>評価報告書原案の構成及び記述内容</b>	<b>14</b>
1	認証評価結果	14
2	章ごとの評価	14
3	対象法科大学院の現況及び特徴，目的	14
<b>II</b>	<b>評価報告書原案の取扱い</b>	<b>15</b>
<b>別紙</b>	<b>1 法科大学院認証評価のスケジュール</b>	<b>17</b>
<b>別紙</b>	<b>2 独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則 第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について</b>	<b>19</b>
<b>別紙</b>	<b>3 評価報告書イメージ</b>	<b>21</b>
<b>参考資料</b>	<b>法科大学院認証評価関係法令</b>	<b>23</b>

# 第1章 法科大学院認証評価の対象及び内容等

## I 評価の対象

国・公・私立大学の法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学から評価の申請があった法科大学院を対象として、評価を実施します。

## II 評価の内容

この評価は、評価を受ける法科大学院（以下、「対象法科大学院」という。）の教育活動等の状況を対象にして、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づいて実施します。評価基準は、**基準**と**解釈指針**で構成され、内容により1～10の章に分けられています。

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、適格認定をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。機構は、基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

## III 実施時期

評価実施の前年度	6～7月	法科大学院認証評価に関する説明会の実施
〃	9月末	評価の申請受付
〃	11～12月	自己評価担当者等に対する研修の実施
評価実施年度	6月末	対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出締切
〃	7月～	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、公表

（注）評価全体のスケジュールは、別紙1「法科大学院認証評価のスケジュール」（17頁）に示すとおりです。

## IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割

### 1 法科大学院認証評価委員会

- (1) 法科大学院認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、法科大学院認証評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容・方法等を審議するとともに、その下に、具体的な評価を実施するため、対象法科大学院の状況に応じた評価部会を編成します。
- (2) 評価委員会の会議の議案を整理するとともに、各評価部会間の調整を図るため、評価委員会の下に法科大学院認証評価委員会運営連絡会議（以下、「運営連絡会議」という。）を置きます。
- (3) 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、評価委員会に置かれる評価部会が作成する評価報告書原案、対象法科大学院を置く大学からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。
- (4) 適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

### 2 評価部会

- (1) 評価部会は、評価委員会が決定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。また、その調査結果に基づき評価報告書原案を作成し、評価委員会に提出します。
- (2) 評価部会は、評価担当者として評価委員会委員及び専門委員で構成します。当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該部会における意見の取りまとめ、部会内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐します。

### 3 運営連絡会議

- (1) 運営連絡会議は、各評価部会間の横断的な事項や評価報告書原案の調整等を行います。
- (2) 運営連絡会議に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員の委員互選により主査を選任します。主査は



当該会議における意見の取りまとめ、各評価部会間の調整等を行います。また、主査は当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副主査を指名し、副主査は主査を補佐します。

#### 4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項

評価の公正さを担保するため、評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する法科大学院の評価には参画できないこととします。(別紙2「独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について」(19頁)参照)

#### 5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的

評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、第2章以降に関連する、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。

### V 評価のプロセス

#### 1 評価部会における評価のプロセス

評価部会における評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「評価報告書原案の作成」からなり、以下のとおり行います。

##### (1) 書面調査の実施

- ① 評価部会は、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書(根拠となる資料・データ等を含む。)を分析・調査することにより書面調査を実施します。
- ② 評価部会の書面調査は、別に定める評価基準に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。
- ③ 評価部会は、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を整理します。また、この分析結果を踏まえた訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

##### (2) 訪問調査の実施

評価部会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認することのできない内容等の調査を中心に、訪問調査を実施します。

### (3) 評価報告書原案の作成

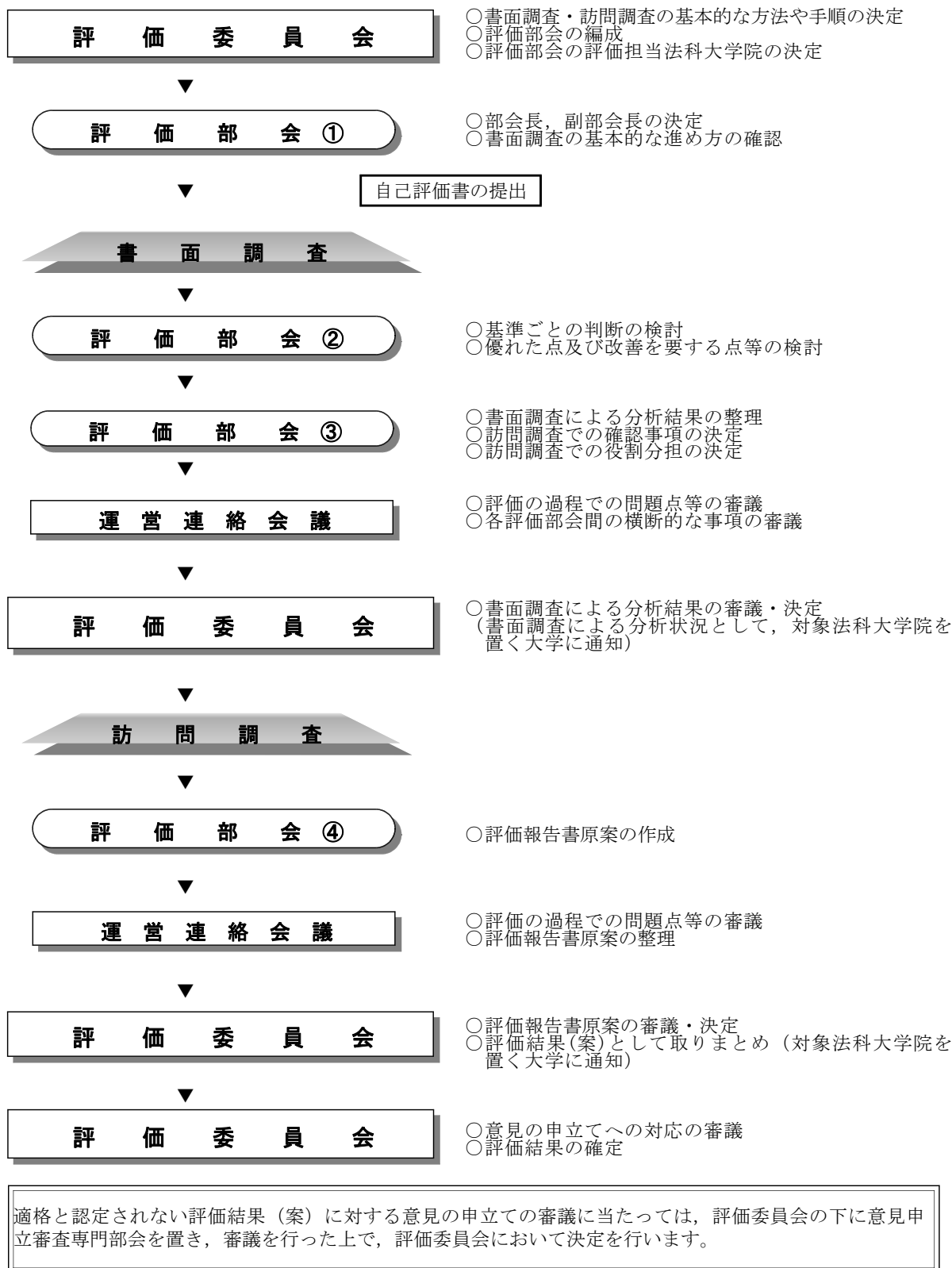
評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価部会としての評価報告書原案を作成し、評価委員会へ提出します。

## 2 評価のプロセスの全体像

法科大学院認証評価のプロセスの全体像は、次ページのとおりです。

## 評価委員会等における評価のプロセス

※ 原則として、下記プロセスで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



## 第2章 法科大学院認証評価の評価方法（1）一書面調査

### I 書面調査の実施体制及び方法等

#### 1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、評価委員会で編成された評価部会が実施します。なお、評価担当者の役割や分担については評価部会において決定します。
- (2) 書面調査による分析結果等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営連絡会議において協議します。

#### 2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書とその根拠となる資料・データ等（機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）を評価部会が分析・調査することにより行います。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、評価委員会又は評価部会内で意見調整をした上で、機構事務局を通じて、対象法科大学院を置く大学に照会や提出依頼を行います。
- (3) 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

### II 目的の確認

評価は、対象法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して対象法科大学院が有する目的を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が必要です。そのためには、自己評価書に記載された「対象法科大学院の現況及び特徴」により対象法科大学院の全体像をとらえた上で、「目的」では、教育上の理念・目的、養成しようとする法曹像等について、法科大学院の意図を理解する必要があります。

### Ⅲ 章ごとの評価

#### 1 書面調査

(1) 評価部会は、書面調査による評価を実施します。

具体的には、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書の「章ごとの自己評価」について、法科大学院の目的を踏まえて、評価担当者が基準ごとに自己評価結果とその根拠となる資料・データ等（機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）により分析・調査及び判断を行い、その結果を、評価部会で取りまとめます。

(2) 評価部会は、書面調査を訪問調査前までに終了させます。

#### 2 第1章～第10章の自己評価結果の分析

第1章～第10章の自己評価結果の分析は、次に示す「基準ごとの分析・判断」及び「章の評価」の流れで行います。

(1) 基準ごとの分析・判断

① 対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書には、基準ごとに「基準に係る状況」が記述されています。評価担当者は、基準ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠となる資料・データ等を確認しつつ分析を行います。そして、その分析結果に基づき、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その根拠理由を記述します。また、満たしているかどうかの判断とは別に、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、「優れた点及び改善を要する点等」があれば、記述します。

② 基準の判断に際して、当該基準の細則として規定されている解釈指針のうち、「定められた内容が満たされていることが求められるもの」及び、「少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの」については、その解釈指針が満たされていなければ当該基準を満たしていると判断しないことに留意してください。

また、根拠となる資料・データ等が不足していたり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合など分析できない場合には、「判断保留」とし、当該部分の判断に必要な事項（根拠となる資料・データ等を含む。）を記述します。

(2) 章の評価

① 前記(1)「基準ごとの分析・判断」の結果に基づき、1から10の章ごとに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある取組、改善を要する点など）を「優れた点及び改善を要する点等」として抽出し、記述します。

② 章ごとに、「基準ごとの分析・判断」及び「優れた点及び改善を要する点等」について分析し、その結果を以下に示す4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断されるものを記述します。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。 (○<sup>+</sup>)
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。 (○)
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。 (○<sup>-</sup>)
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。 (×)

#### IV 書面調査による分析結果等の作成

- 1 評価部会は、本章の「III 章ごとの評価」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を作成します。
- 2 評価部会は、書面調査による分析結果を踏まえて、訪問調査を実施するに当たって必要な調査内容（補足調査事項、視察する授業や施設、面談の対象者等）の検討・整理を行います。

#### V その他の留意点

評価に際しては、次の点について留意してください。また、対象法科大学院の評価に当たって、個別事例が生じた場合は、運営連絡会議で随時協議し、統一的な見解の下で評価を実施することとします。

- 1 各対象法科大学院の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。
- 2 評価は、対象法科大学院を置く大学が競争的環境の中で個性が輝く大学として一層発展するために、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、各対象法科大学院の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しても配慮しつつ、評価を実施します。

## 第3章 法科大学院認証評価の評価方法（2）一訪問調査

### I 訪問調査の目的

訪問調査は、書面調査では確認することのできない内容等を中心にして対象法科大学院の状況を調査するとともに、対象法科大学院を置く大学にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院を置く大学との共通理解を図ることを目的とします。

### II 訪問調査の実施体制

- 1 訪問調査は、評価部会が実施します。原則として、部会長もしくは副部会長が取りまとめ役を務め、調査内容の整理、対象法科大学院との協議、調査結果の取りまとめなどを行います。
- 2 訪問調査の内容・方法等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営連絡会議において協議します。

### III 訪問調査の事前準備

#### 1 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価部会においては、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、対象法科大学院に係る調査内容や個別事情を踏まえ、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を決定し、また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

#### 2 訪問調査参加者の構成等

訪問調査参加者は、原則として、各評価部会において当該対象法科大学院の書面調査を担当した委員を中心に編成し、若干名の機構教職員が随行します。

#### 3 訪問調査の実施日等の決定及び通知

訪問調査の実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象法科大学院を置く大学と協議した上で、評価部会が決定し、対象法科大学院を置く大学に通知します。

## 4 調査内容等の決定及び通知

評価部会は、第2章「IV 書面調査による分析結果等の作成」で記述した「書面調査による分析結果」を基に、「書面調査による分析状況」として整理します。また、訪問調査時に補足説明及び根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価部会は、これら「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」及びその他調査内容を訪問調査の3週間から4週間前までに、機構事務局を通じて対象法科大学院を置く大学に通知します。

## IV 訪問調査の実施方法等

### 1 訪問調査の実施方法

- (1) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本としますが、対象法科大学院の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。また、面談、教育現場の視察等の調査時には、面談対象者や調査施設ごとに、評価担当者を数人ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。
- (2) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談において、「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象法科大学院関係者（責任者）から補足説明又は資料・データ等の提供を受けます。
- (3) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）からの補足説明又は資料・データ等の提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠となる資料・データ等の提出を求めることができます。
- (4) 評価部会は、学生、修了生等との面談や教育現場の視察等で得られた知見及び上記（2）で確認した補足説明等の結果を総合的に判断して、「書面調査による分析状況」の修正等を行い、訪問調査終了時点での分析結果を対象法科大学院関係者（責任者）に説明します。その際、評価部会全体で再度協議を要する事項及び、上記（3）で提出された新たな根拠となる資料・データ等の分析を必要とする事項については、訪問調査の結果の説明を控えることとします。
- (5) 評価担当者が、調査内容等に関する対象法科大学院からの質問に回答する場合は、評価部会全体の考え方に基づくものとします。しかし、やむを得ず個人の意見を述べる場合に



は、その旨断った上で発言することとします。

- (6) 評価担当者は、訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

## 2 訪問調査の内容

評価部会は、以下の内容を基本として、訪問調査を行います。

### (1) 法科大学院関係者（責任者）との面談

訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるよう、法科大学院関係者（責任者）に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄及び「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、補足説明を受けます。面談者は、法科大学院長（研究科長，専攻長），委員会委員長等の責任を有する立場にある者とします。

### (2) 法科大学院の一般教員，支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフとの面談

法科大学院関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象法科大学院が行う教育活動等に参画している立場から、優れた点，改善を要する点，問題点等があるか，自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査します。

### (3) 学生，修了生との面談

現に教育を受けている学生としての立場，また，既に修了した社会人等としての立場から，当該対象法科大学院における教育活動等の状況について，優れた点，改善を要する点，問題点等があるか，自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査します。

また，各学生の志望動機や入学後の印象，学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ，授業や実習の感想や問題点，学習環境（施設・設備等）等については，学生の満足度を知る上で重要ですので，特に詳しく質問し，活発な発言が得られるように努めます。

なお，予備評価においては，修了生が出ていないため学生のみでの面談を行います。

### (4) 教育現場の視察

法科大学院に求められている司法試験及び司法修習との有機的な連携を図る教育が行われているか（法科大学院における授業が，理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ，法曹としての実務に必要な専門的な法知識，思考力，分析力，表現力等を修得させるため，授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているか，少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているか），自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査します。

### (5) 学習環境の状況調査

学習環境（図書館，附属教育研究施設及び自主的学習・情報教育関係の施設・設備等）の状況について，実際の利便性や機能面など，実態はどのようになっているか，自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査します。また，必要に応じて，実際にサービスを疑似体験し，利便性を調査します。

#### (6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集

「訪問調査時の確認事項」として提出された根拠となる資料・データ等及び、現地においてのみ閲覧が可能な試験問題や答案等を調査します。また、自己評価書とともに提出された根拠となる資料・データ等に関連して、当該資料・データ等をより精度の高いものとするために補完的な資料等を収集します。

### 3 訪問調査で配慮すべき事項

訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で面談者が回答したことが当該者の不利益にならないよう十分注意することとします。

## V 訪問調査ミーティング

評価部会は、当該調査を効率的かつ合理的に行うため、また、評価担当者の共通理解を図るため、調査期間中に必要に応じてミーティングを開催します。訪問調査ミーティングでは、調査内容の打合せ、訪問調査終了時点での分析結果の検討、最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データ等が収集できたかどうかの確認などを行います。

## VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

評価部会は、事実誤認等がないか相互確認するなど、対象法科大学院関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する意見を聴取します。この際、対象法科大学院を置く大学から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は、訪問調査終了後、1週間以内の提出であれば受けることができます。

また、面談者は、IVの2の(1)「法科大学院関係者（責任者）との面談」と同様に、法科大学院長（研究科長，専攻長），委員会委員長等の責任を有する立場にある者としてします。

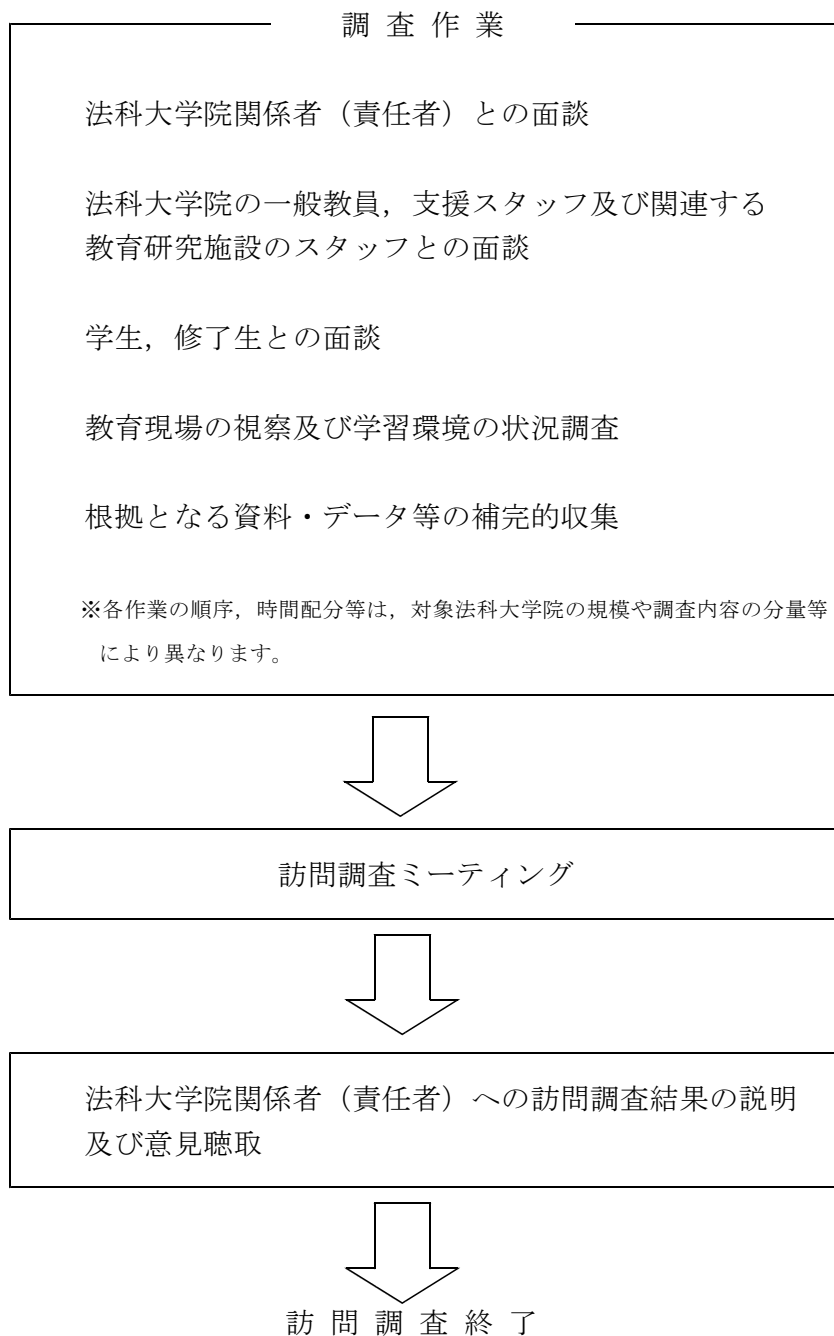
## VII 調査結果の取りまとめ

評価部会は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、評価報告書原案を検討・作成します。

## Ⅷ 訪問調査スケジュール

訪問調査において、具体的にどのように調査作業を進めるかは、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等により異なりますので、実際のスケジュールは別途検討することとします。

### 訪問調査作業の流れ



## 第4章 評価報告書原案の作成

### I 評価報告書原案の構成及び記述内容

評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価報告書原案を作成します。

評価部会が作成する評価報告書原案の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

#### 1 認証評価結果

(1) 「認証評価結果」については、次の2通りで判断します。

- ・ 基準のすべてを満たしている場合  
「法科大学院評価基準に適合している。」
- ・ 1つでも基準を満たしていない場合  
「法科大学院評価基準に適合していない。」

また、「法科大学院評価基準に適合していない。」と判断した場合は、適合していない理由を記述します。

(2) 上記(1)の他、「認証評価結果」として、章ごとに抽出した「優れた点及び改善を要する点等」を要約し記述します。なお、「優れた点及び改善を要する点等」を要約するに当たっては、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述します。

#### 2 章ごとの評価

(1) 評価部会は、書面調査及び訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、「章ごとの評価」を記述します。

(2) 「章ごとの評価」は、「評価」、「優れた点及び改善を要する点等」、「章全体の状況」の構成で記述します。

#### 3 対象法科大学院の現況及び特徴、目的

「対象法科大学院の現況及び特徴」、「目的」については、参考資料として各対象法科大学院を置く大学から提出のあった自己評価書から該当部分を原則として原文のまま転載します。

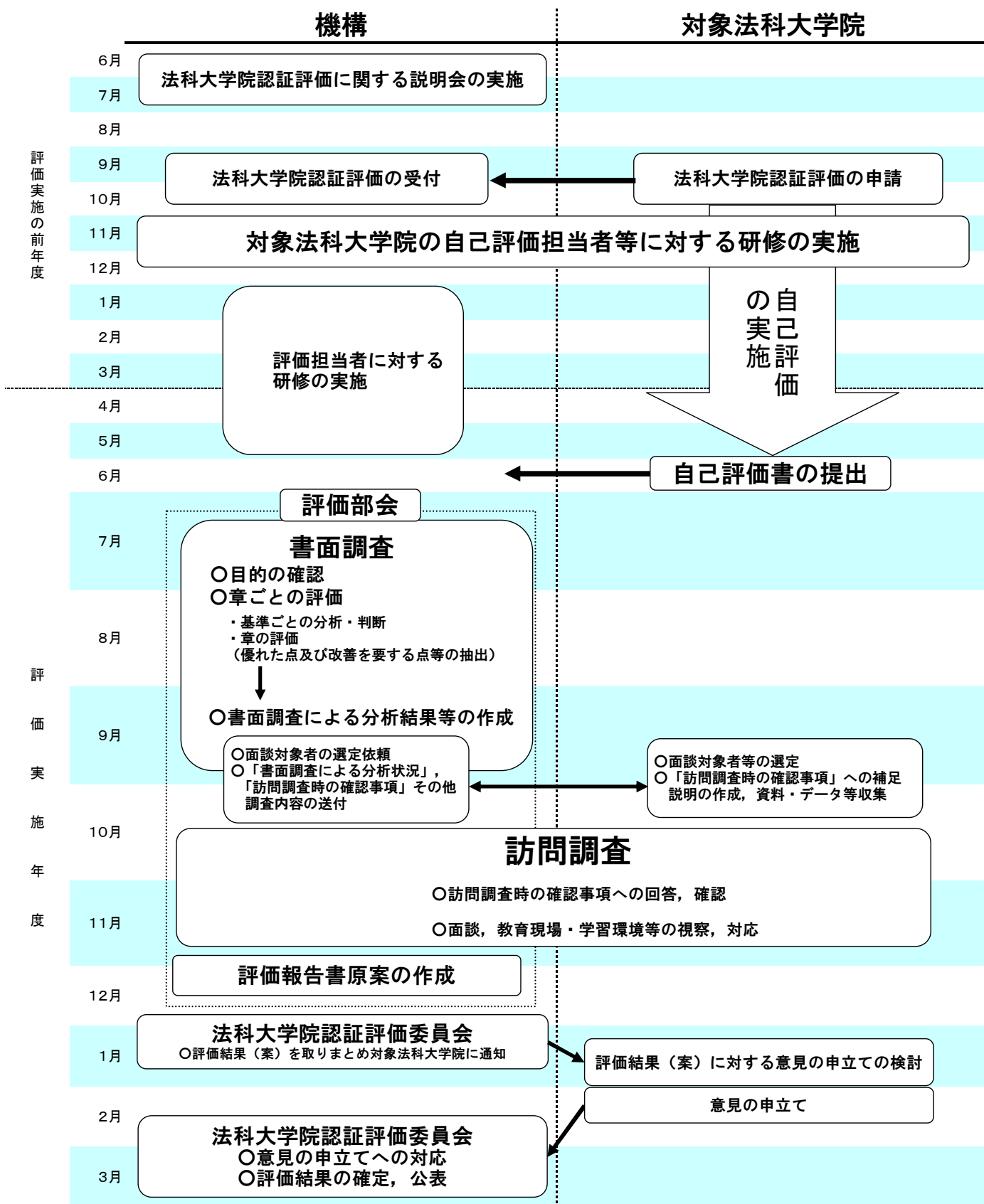
## II 評価報告書原案の取扱い

- 1 評価部会が作成する評価報告書原案は、評価委員会に提出され、評価結果（案）として取りまとめられます。評価委員会は機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に当該法科大学院を置く大学に通知します。
- 2 当該法科大学院を置く大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。
- 3 評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行います。なお、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行います。これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。
- 4 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめます。なお、評価報告書は次のとおり構成され、当該対象法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、社会へ公表します。**(別紙3「評価報告書イメージ」(21頁)参照)**
  - ① 法科大学院認証評価について
  - ② 認証評価結果
  - ③ 章ごとの評価
  - ④ 意見の申立て及びその対応（意見の申立てがあった場合のみ）
  - ⑤ 対象法科大学院の現況及び特徴、目的



## 法科大学院認証評価のスケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。







独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則  
第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について

〔平成16年 6月10日  
法科大学院認証評価委員会決定〕

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則（以下「細則」という。）第8条の規定に基づき、細則第6条に規定する自己の関係する大学の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 二 評価対象大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 三 評価対象大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 四 評価対象大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。



# 評価報告書イメージ

法科大学院認証評価  
評価報告書

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

平成〇〇年〇月

独立行政法科大学評価・学位授与機構

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

独立行政法科大学評価・学位授与機構が実施する法科大学院認証評価について

1 評価の目的  
.....

2 評価のプロセス(概要)  
.....

3 本評価報告書の内容  
.....

-1-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

**I 認証評価結果**

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻は大学評価・学位授与機構が定める法科大学院認証評価基準に適合している。

(〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻は大学評価・学位授与機構が定める法科大学院認証評価基準に適合していない。  
理由: 基準〇-〇-〇を満たしていないため。)

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。  
〇.....

当該法科大学院の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。  
〇.....

-2-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

**II 章ごとの評価**

**第1章 教育目的**

1 評価  
第1章のすべての基準を満たしている。  
【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、.....  
.....

2 優れた点及び改善を要する点等  
.....

3 第1章全体の状況  
当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の....., 総合的に判断して、優れた状況である。

-3-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

**第〇章 〇〇〇〇〇〇**

1 評価  
第〇章の基準のうち、基準〇-〇-〇を満たしていない。  
【根拠理由】

〇-〇-〇 .....  
.....

基準〇-〇-〇について、.....の点が.....であるため、基準を満たしていないと判断した。

2 優れた点及び改善を要する点等  
.....

3 第〇章全体の状況  
当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

-〇-  
-〇-  
-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

**第10章 施設、設備及び図書館等**

1 評価  
第10章のすべての基準を満たしている。  
【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、.....  
.....

2 優れた点及び改善を要する点等  
.....

3 第10章全体の状況  
当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の....., 総合的に判断して、相応な状況である。

-〇-

(以下、参考資料として添付)

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

**III 意見の申立て及びその対応**

1) 申立ての内容 ..... ..... ..... ..... .....	2) 申立てへの対応 ..... ..... ..... ..... .....
--	---

-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

**1. 対象法科大学院の現況及び特徴**

1 現況  
(1) 法科大学院(研究科・専攻)名 .....  
(2) 所在地 .....  
(3) 学生数及び教員数 .....

2 特徴  
.....  
.....  
.....

-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

**2. 対象法科大学院の目的**  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

-〇-

注1) [ ] は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。  
 注2) 本評価報告書様式は、今後若干の変更が生じる可能性があります。  
 注3) 当該評価報告書イメージは、予備評価の評価報告書には適用しません。



〔独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（抄）〕

第二章 法人文書の開示

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつ

て、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構認証評価手数料規則（抄）〕

（認証評価手数料の額）

第二条 機構において徴収する認証評価手数料の額は、別表のとおりとする。

別表 認証評価手数料の額を定めた表（第二条関係）

二 法科大学院認証評価手数料

区分	認証評価手数料
本評価	3,500,000円
予備評価	2,000,000円
予備評価を受けた法科大学院が引き続き機構の本評価を受ける場合の初回の本評価	1,500,000円

- 三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- 四 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他実定法に関する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。)
- 2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたつて授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。
- 〔法科大学院の授業を行う学生数〕
- 第六条 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少数とすることを基本とする。
- 2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする。
- (法科大学院の履修科目の登録の上限)
- 第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。
- 〔大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件〕(文部科学省告示第百七十五号)
- 一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条各号に掲げる資格を有する教員(以下「研究指導教員」という。)を置くとともに、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員(以下「研究指導補助教員」という。)を置くものとする。
- 二 別表第一及び別表第二のその他の教員組織の欄に定めのない場合においても、それらの表に定める研究指導教員の数と同数の研究指導補助教員を置くものとする。
- 三 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に応じ、必要な数の研究指導教員を置くものとする。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法(抄)〕

第四章 業務等

- 第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
  - 二 学校教育法第百四条第四項の規定により、学位を授与すること。
  - 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
  - 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
  - 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 機構は、国立大学法第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項の規定による国

- 立大学法人評価委員会(以下この項において「評価委員会」という。)から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。
- 3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 〔独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令(抄)〕
- (大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関し必要な事項)
- 第十六条 機構は、機構法第十六条第一項第一号の評価については、同条第二項の規定により国立大学法人評価委員会からの要請があつた場合を除き、大学等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。
- 第十七条 機構は、機構法第十六条第一項第一号の規定により大学等の教育研究活動等の状況についての評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該大学等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
- 第六章 評価委員会等
- 第十四条 機構は、法科大学院からの要請に基づき行う、教育研究活動の状況についての評価(以下この条において「法科大学院認証評価」という。)について審議する法科大学院認証評価委員会を置く。
- 2 機構長は、機構が行う法科大学院認証評価に関し必要な事項を定めるについては、法科大学院認証評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 3 法科大学院認証評価委員会は、委員三十人以上以内で組織し、委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化、その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員の意見を聴いて委嘱する。
- 4 法科大学院認証評価委員会に、機構が行う法科大学院認証評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。
- 5 専門委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。
- 6 委員、専門委員は非常勤とする。
- 7 委員、専門委員の任期その他法科大学院認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則〕

(目的)

- 第一条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号。以下「運営規則」という。)第十四条第七項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第二条 委員の任期等
- 第三項 運営規則第十四条第三項に規定する委員の任期は二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 委員は、再任されることのできる。
- 3 運営規則第十四条第四項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 第三条 委員長及び副委員長
- 第三項 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (議事)
- 第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決す。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第五項 委員会の庶務は、評価事業部法科大学院評価課において処理する。
- (雑則)
- 第六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則〕

(総則)

- 第一条 独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の議事は、その手続その他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。
- 第二条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる大学(以下「評価対象大学」という。)の状況の調査を行うため、評価部会を置く。
- 2 当該部会に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号。第十四条第三項に規定する委員(以下「委員」という。))及び同条第四項に規定する専門委員(以下「専門委員」という。)は、委員長が指名する。
- 3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (専門部会)
- 第三条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。
- 2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (運営連絡会議)
- 第四条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営連絡会議を置く。
- 2 当該会議に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該会議に主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 主査は、当該会議の事務を掌理する。
- 5 当該会議に副主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。
- 6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。
- (議事)
- 第五条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決す。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前各項の規定は、専門部会及び運営連絡会議の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」又は「運営連絡会議」と、「部会長」とあるのは「運営連絡会議」において「主査」と読み替えるものとする。
- 第六条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」及び「運営連絡会議」において自己の關係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。
- (会議の公開)
- 第七条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
  - 一 委員長が、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
  - 二 その他委員長が必要と認める場合
- (雑則)
- 第八条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 専門職大学院は、教育上有利益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に当該大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項及び第二項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修得要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第四章 課程の修得要件

(専門職学位課程の修得要件)

第十五条 専門職学位課程の修得の要件は、専門職大学院(二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科専攻又は学生の履修上の区分があつては、当該標準修業年限)以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第三十二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を、当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

第五章 施設及び設備等

(専門職大学院の諸条件)

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげるべきことができると認められるものとする。

第六章 法科大学院

(法科大学院の課程)

第十八条 第二項第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に關し、法科大学院とする。

2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二項第二項の規定にかかわらず、三年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

(法科大学院の入学者選抜)

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、

文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。(他の大学院における授業科目の履修等)

第二十一条 法科大学院は、教育上有利益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第三十二条第一項の規定にかかわらず、三十単位の履修しない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものとして当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二条 法科大学院は、教育上有利益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に当該大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項及び第二項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなければならない)を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修得要件)

第二十三条 法科大学院の修得の要件は、第十五条の規定にかかわらず、課程の修了の要件は、第十五条の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

(法科大学院における在学期間の短縮)

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第三十二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を、当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学的な知識を有すると認めるとき(以下「法学既修者」という。)に關しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が定める単位を修得したものとみなすことができる。

科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなければならない)を超えないものとする。

科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなければならない)を超えないものとする。

第八章 雑則

(その他の基準)

第三十二条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準(第九条の二、第十一條、第十三條を除く)の定めるところによる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第五條第一項に規定する専任教員は、平成二十五年までの間、第五條第二項の規定にかかわらず、第五條第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学院設置基準第十三條に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第九條に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第九條に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数は、第五條第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

3 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第十五号)第七條による改正前の大学院設置基準第三十一條に定める大学院の課程のうち文部省令第四十二号)附則第五項の規定により大学院設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつてその教員の一部とするものが専門職学位課程となる場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第五條第二項の規定にかかわらず、大学院設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつて専門職大学院の教員の一部とすることができる。

(専門職大学院に關し必要な事項について定める件(抄))(文部科学省告示第五十三号)

専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第五條第一項、同条第三項、第十九條及び第二十六條第二項の規定に基づき、専門職大学院に關し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年文部省告示第百七十七号(高度の専門性を要する職業等に必要とされる高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻)に置くものとする教員の数について定める件)は、廃止する。

(専攻ごとに置くものとする専任教員の数)

第一条 専門職学位課程は、専攻ごとに置くものとする教員の数については、(別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数)・五倍の数(小点数以下の端数があるときは、これを切り捨てる)・(同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置く)ともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数(小点数以下の端数があるときは、これを切り捨てる)につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。

3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならぬ。

(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員)

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数の三分の二を乗じて算出される数(小点数以下の端数があるときは、これを四捨五入する)の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替へるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

(法科大学院の入学者選抜)

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

(法科大学院の収容定員)

第四条 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

(法科大学院の教育課程)

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開講するものとする。

一 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に關する分野の科目をいふ)

二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に關する基礎的な分野の科目をい

(法科大学院に係る法第百十條第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四條 第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八條第一項に規定する法科大学院(次項において単に「法科大学院」という。)

一 法曹養成の理念は、法の支配の確立又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様な幅広い国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められ、養成にかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成

二 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百二十九号)第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

三 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百二十九号)第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

四 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百二十九号)第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

五 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百二十九号)第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

六 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百二十九号)第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

七 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百二十九号)第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

に關係する機關の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第九條第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少数者による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論的能力を含む。次条第三項において同じ。)並びに法律かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育士との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となる者には必要ないし必要ないしその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育士との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

(法科大学院の適格認定等) 第五條 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)についての評価を行う者の認定の基準に係る学校教育法第百十條第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九條第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三條に規定する設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第百九條第二項に規定する認定評価機関(以下この条において単に「認定評価機関」という。)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同法第三項の規定による認定評価(第四項において単に「認定評価」という。)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているかどうかの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認定評価機関の認定(第五項において「適格認定」という。)を受けようとする教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認定評価を行った認定評価機関から学校教育法第百十條第四項の規定によりその結果の報告を受けるときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めようとする。

〔専門職大学院設置基準(抄)〕

第一章 総則

第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めることによる。

2 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることとはならない。その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(専門職学位課程) 第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間)であつては、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に(標準修業年限の特例) 第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができる。

2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とするのができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限り。

(教員組織) 第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五條 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十三條に規定する専任教員の数及び大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第九條に規定する教員の数に算入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

第三章 教育方法等

(教育課程) 第六條 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業を行う学生数) 第七條 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法等) 第八條 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第十五條において準用する大学設置基準第二十五條第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に關して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第九條 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に關して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。

この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三條中面授授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四條並びに第五條第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示等) 第十條 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等) 第十一條 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限) 第十二條 専門職大学院は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等) 第十三條 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修得要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育



法科大学院認証評価関係法令

学校教育法(抄)

第九章 大学

第九十条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。

⑤ 前項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。

⑥ 前項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。

⑦ 前項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。

部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

〔学校教育法施行令(抄)〕

第五章 認証評価

第四十条 法第九十条第二項(法第二百二十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は七年以内、法第九十条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

〔学校教育法施行規則(抄)〕

第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えようとする。

② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの。

③ 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に定める法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

④ 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に定める法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

⑤ 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に定める法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

〔学校教育法第九十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(抄)〕

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 短期大学を除く。に、に係るものにあつては、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第三十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)、短期大学に係るものにあつては、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たつては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。

四 評価並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

五 前項に定めるもののほか、法第九十条第二項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

六 財務に関すること。七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

四 法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

六 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。

二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うものとする。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

四 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

